

安全点検及び点検結果報告について（参考）

		改正後	改正前
条例	点検義務	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者：広告物等の所有者又は占有者 ・実施者：管理者 	記載なし

規則	点検の対象物	<ul style="list-style-type: none"> ・広告物又は掲出物件自体の 高さが4mを超えるもの又は表示面積が10㎡を超えるもの ※直塗、シートを直接貼り付けるもの、光を投影して表示するものは除く。 	記載なし
	管理者の資格	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告士 ・建築士（1級、2級、木造） ・電気工事士（第1種、第2種） ・電気主任技術者（第1種、第2種、第3種） ・上記の者と同等以上の知識を有すると知事が認めた者 （＝公益社団法人日本サイン協会及び一般社団法人日本屋外広告業団体連合会が実施する点検技能講習修了者） 	
	点検報告の時期	<p>許可更新時（※許可期間は全て1年以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置の日から5年を経過した時点の許可更新時（6年目）。 ・その後は、3年ごと。 	
	点検報告を要する許可更新時の添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1.安全点検報告書（様式1面） 2.別紙（様式2面）（点検実施した広告物の写真、点検方法、所見を記載したもの） 3.管理者の資格を証する書面の写し <p>※1.2.は広告物ごとに作成</p>	